

地縁による団体の法人化設立総会

議事録

- 1、開催日時 平成29年4月30日
午前10時～11時45分
- 2、開催場所 所在 伊勢原市下落合字宮の前16番地の1
名称 下落合公民館
- 3、開会宣言 村山自治副会長が開会宣言する。
- 4、会長挨拶 大川自治会々長の挨拶。要約内容は下記の通り

自治会として認可地縁団体としての法人格取得についての自治会設立総会を開催するに辺り、大変多くの会員皆様のご出席をいただき誠に有難うございます。2週間前の第39回通常総会に続きたくさんの出席を賜り、自治会に対する絶大なる想いを改めて思い知るところで御座います。私も2年間の会長としての職務が一区切りつくわけで御座いますが、その間皆さんのご協力を得て40年ぶりの班の再編成や、今回の自治会法人格の取得を目指し、この後ご説明いたしますが、地方自治法に鑑み、極力皆様の全員参加頂く為に準備を進めてまいりました。

何故自治会の法人格取得なのかと要点だけお話ししますと、現在の公民館は築50年近く経過しており防災対策、耐震がなされておらず、経年変化による劣化や不安があり、また神社庁(借地)の方針にて公民館の建替え申請もできない状況です。

そんななか、市との事前相談の過程で、市所有の児童遊園を払い下げ、その地に公民館建設、それらを所有するために自治会の法人格を取得するわけで御座います。

これを契機に幾多の難題を解決しながら、新たな下落合自治会としてさらなる発展を願い、出発いたす所存でございます。

5、議長選出

- ・場内会員多数より「司会者一任」との動議発言により司会者が16班の岸田勝氏を推薦し、場内会員からの拍手多数により採択。同氏議長に選出。

岸田議長着席によって議事進行開始。

6、出席者の状況報告

- ・出席者総数994人のうち、出席者65人および委任状929人含む。
- ・構成員378世帯 1,104人の90%以上となる。

7、議事録署名人の選出

- ・場内会員より「議長一任」との動議発言により、議長が41班の青木幸男氏と9班の笹本利男氏を選出。
- ・拍手多数により可決承認された。

8、議長より各議案の採決方法についての説明

第1号議案、第2号議案について

現在の会則第12条（総会の議決）出席会員の過半数の同意による議決でおこなう。

第3号議案以下について 新規規約の第9条（役員の種別）、第10条（役員の専任）
第20条（総会の議決）、規約細則第5条、第7条（役員の選出）、
8条（補助委員）および第10条（補助委員の選出）さらに新
新規規約第21条（会員の評決権）を議案ごとに、適宜規約条項
を適用して迅速に審議後、挙手を求めて議決するものとしたし
ます。

- ・この方法について反対意見を問うも、反対意見なく異議なしとの多数の声で可決承認された。
- ・質疑応答は議案ごとに行なう旨表明。

9、議事

第1号議案 下落合自治会の法人化設立に関する件

- ・提案者説明 大川自治会々長 付帯議事資料 その1（P1）参照を説明。
地方自治法第260条第1項及び第2項の規定に基づく「地縁による団体」の法人化を
提案、伴う手続き等許可申請やその理由等を説明、
- ・審議の結果、議長は議決の挙手を求め、全会一致で可決承認された。

第2号議案 下落合自治会規約および細則の承認に関する件

- ・提案者説明 大川自治会々長—規約 栗田総務役員—細則
付帯議事資料 その1（P1）参照、および認可地縁法人下落合自治会設立総会資料（P3~11）
参照
- ・認可地縁法人下落合自治会設立総会資料（P3~参照）の自治会規約・その細則（案）を全文解
釈しながら読み上げと説明後、提案、審議の結果、全員賛成挙手により全会一致で可決承認さ
れた。

第3号議案 平成29年度自治会役員の承認に関する件

- ・提案者 相原役員選考委員長 大川自治会々長
認可地縁法人下落合自治会設立総会資料（P12~14）参照
- ・相原役員選考委員長（旧会則）が主な会長以下の役員、大川自治会々長（旧会則）が他の各種
団体等役員、補助委員、団員を推薦。
- ・当法人を代表する会長等以下の役員、各種団体役員や補助委員、団員の専任について、全会一
致で可決承認された。したがって主な新役員（新規約）を下記に列挙する。

自治会々長	大川 要	（40班）
自治会副会長	村山 兼二	（19班）
〃	内田 光一	（14班）
総 務	栗田 光雄	（15班）
〃	薄衣 俊一	（29班）
会 計	菅井 邦雄	（31班）
〃	木村 哲也	（ 6班）
監 事	橋本 勇	（11班）
〃	斉藤 一彦	（14班）

他、以下の専任は認可地縁法人下落合自治会設立総会資料（P13～14）参照のこと。

第4号議案 平成29年度 事業計画（案）に関する件

- ・提案者 大川自治会々長

認可地縁法人下落合自治会設立総会資料（P15～17）参照

大川自治会会長が本自治会創立40周年にふさわしい、今年度の事業計画（案）に注釈を加えながら説明、提案を行う。

- ・岸田議長による審議の結果、挙手多数により可決承認された。

第5号議案 平成29年度3月・4月暫定一般会計および暫定特別会計収支決算書に関する件

- ・報告者 菅井会計役員（旧会則）

付帯議事資料 付帯議事資料 その2（表・裏）参照

- ・菅井会計役員が暫定一般、特別の2つの会計予算書を説明。

続いて

第6号議案 平成29年度3月・4月暫定予算監査に関する件

- ・報告者 内田監査役員（旧会則）

付帯議事資料 その3参照

本体制が整う前で第3号議案および第4号議案のまえに審議するべきでしたが遅れましたことをお詫び申し上げます。

本件監査については全く瑕疵のない状況であったことを報告いたします。

- ・岸田議長は上記の第5号、6号議案を同時審議、両議案ともに挙手多数により可決承認された。

第7号議案 平成29年度一般会計、特別会計収支予算（案）に関する件

- ・提案者 菅井会計役員

認可地縁法人下落合自治会設立総会資料（P18～19）参照

平成29年4月30日～平成30年3月31日の11月間の予算であること。

平成29年度一般会計、特別会計収支予算（案）の提案。

- ・審議の結果、賛成多数のより可決承認された。

第8号議案 平成29年度下落合自治会構成員の承認に関する件

- ・報告者 大川自治会々長

認可地縁法人下落合自治会設立総会資料（P20～21）参照

付帯議事資料 その1 （P2） 参照

当法人の構成員として前述資料の報告、説明に基づく会員名簿ファイルが会場にて提示された。

なお同名簿ファイルは自治会役員、本部のほうで厳重に保管管理される。個人情報取り扱いに関する、個人情報マニュアルの設置。

- ・岸田議長は本議案を審議にかけ、その後挙手多数につき可決承認とした。

第9号議案 法人化に伴う不動産の取得に関する件

- ・提案者 大川自治会々長

認可地縁法人下落合自治会設立総会資料（P22）参照

経緯の説明、

付帯議事資料 その1 P2～3 参照

不動産の所在地 伊勢原市下落合字宮の前6 4 7 番地

地目 公園

面積 6 1 1 m²

本日の総会の手続を経て、申請すると概略ですが5月下旬頃に市から法人認可、実印等用意して法人登記をします。土地評価4,000万円強、市の計算で85万円程度の印紙税が発生する事は、先に会計役員より予算で説明したとおりです。以上が不動産の取得に関する説明です。

- ・当法人の不動産取得についての説明、提案は審議の結果、全会一致で可決承認された。

第10号議案 地域集会所建設委員会の設置について

- ・提案者 大川自治会々長

付帯議事資料 その1 （P3 下段）参照

補助金申請を視野に入れ、円滑な事業の進捗をいたしたく提案をした。

- ・本提案は審議の結果、挙手多数で可決承認された。

議長解任

閉会の言葉 村山自治会会長が閉会宣言

上記の認可地縁法人下落合自治会設立総会の決議を証するため、この議事録を作成し、議長及び議事録署名人が署名捺印するものとする。

年 月 日

議 長 印

議事録署名人 印

議事録署名人 印